

米国の労働政策

雇用政策・概要

01



1. 雇用政策

1.1. 概要

米国の労働市場政策を包括的に管理するのは雇用訓練局 (Employment and Training Administration、略称ETA) である。米国50州とコロンビア特別区、グアムが6つの地域に分割され、各地域で共通のプログラムが運営されている。同局の管理・指揮のもと、地域または州ごとに独自のプログラムも展開されている。州政府が主導権を握り、各種プログラムを運営している。

ETAは、1933年ワグナー・ペイザー法(Wagner-Peyser Act)、1935年社会保障法 (Social Security Act)、1974年通商法 (Trade Act)、1982年職業訓練パートナーシップ法 (Job Training Partnership Act) を根拠とする機関であり、その目的は求職者および企業に対して無料でさまざまな職業紹介関連サービスを提供し、職業の斡旋を行うことである。失業保険プログラムも同局の所管となっている。

ワグナー・ペイザー法は、1998年労働力投資法 (Workforce Investment Act、略称WIA) により改正された。この改正により、すべての州にワンストップキャリアセンター (現アメリカンジョブセンター) の設置が義務付けられ、公共職業安定所で提供されていた職業紹介、失業給付、雇用労働統計情報といったサービスがワンストップシステムとして統合された。ワンストップ化が推進されたのは、個人や企業が必要なサービスを容易に受けられるようにするためである。現在は、全国2,500カ所以上¹のアメリカンジョブセンターで職業紹介、失業保険、教育職業訓練に関する情報、貧困家庭扶助などのサービスを受けられるようになっている。





WIAの制定によって、ワンストップキャリアセンターの運営を監督する労働力投資委員会（Workforce Investment Board、略称WIB）が全国600カ所以上に設置された。成人・失業者向け職業訓練プログラムや同センターの成果管理といった職業訓練全般の政策立案は、州知事が産業界、労働組合、教育・訓練期間などから官民の代表者を選出して発足する州のWIBが行う。たとえばカリフォルニア州の場合、カリフォルニア州労働力投資委員会が州全体に適用する職業訓練5カ年計画書を作成する。そして州内の各地域にある地域労働力投資委員会（Local Workforce Investment Board、略称LWIB）が、WIB立案の骨子に従い、郡や市のニーズに適した地域のWIA計画書を知事に提出し、承認を得る仕組みとなっている。LWIBが同センターを監督し、補助金を支給し、訓練の提供団体を認定する役割を担っている。

LWIBは、指定地域の市長が教育機関や市・郡の政府機関、業界団体、労働組合、事業主、コミュニティ団体などから選出した委員で構成されている。地元の雇用主のニーズを充足するような計画の立案がWIAによって義務付けられているため、民間からの委員が51%以上を占めている。サービスを重点的に実施する地域ならびに資金配分に関する決定は知事が下す。

なお、求職者の就職、教育、訓練を支援し、技能労働者と企業のマッチング精度を高めることを目的とする2014年7月22日に成立した労働力革新機会法（Workforce Innovation and Opportunity Act、略

称WIOA）により、各種サービスが見直され、重複するプログラムが統合された（2015年7月1日施行）。

ETAは、インターネットを活用したサービスも提供している。主なサービスには、職業情報を提供するO*NET（Occupational Information Network）On-LineやCareerOneStopという複数のサイトを集約したポータルサイトがある。また、職業や業界に関する情報や就職活動支援ツールを提供するAmerica's Career InfoNetがある。サービス内容などによりアメリカンジョブセンターを検索できるAmerica's Service Locatorは、CareerOneStopのFind Local Helpに移行される予定である（2018年5月現在）。

労働力革新機会法 Workforce Innovation and Opportunity Act (WIOA)

2014年7月22日成立、2015年7月1日施行

WIOAは、求職者が雇用、教育、訓練、支援サービスにアクセスすることを手助けし、グローバル経済で競争できる技能労働者と企業をマッチングできるような制度を設計する。連邦議会でも2党の高い賛同を得て、15年ぶりの公共労働力制度改革法として成立した。

WIOAは1998年労働力投資法、成人教育および家庭識字法 (Adult Education and Family Literacy Act)、ワグナー・ペイザー法、1973年リハビリテーション法 (Rehabilitation Act of 1973) を改正する。

WIOAが成立するまでは、職業訓練や教育を必要とする人が政府機関を横断して効果的な訓練を受けたり、雇用計画を組み立てたりするのは困難だった。WIOAによって政府機関間の調整は改善され、求職者がアメリカンジョブセンターというワンストップセンターを通して質の高いキャリアサービス、教育、職業訓練を受けられるようになった。また、同法は教育訓練提供者のパフォーマンスの評価報告制度を義務付けており、求職者にもそうした情報を開示している。

WIOAにもとづく21世紀の公共労働力開発制度は、企業リーダー、州・地域労働力開発委員会、労働組合、コミュニティカレッジ、非営利団体、若者支援団体、州・地域政府職員の関係が強化されたものになっており、地域経済の発展に貢献し、消費者や投資家への情報開示によりパフォーマンスアカウンタビリティを強化している。

WIOAによる改革は、年間約100億ドルの財源を受けて、約2,000万人の国民に提供している10種類を超えるプログラムに影響を与える。主な改革の内容は以下のとおりである。

①雇用結果のアカウンタビリティ確保

すべてのプログラムについて雇用・所得結果の報告が義務付けられる。

②求職者がよりよい選択ができるよう透明性を向上

訓練プログラムの選択時によりよい選択ができるよう情報を開示する。訓練を希望する人はオンラインでどのプログラムが適しているかを判断できる。

③企業の関わりと企業向けサービスを強化

労働力制度がどの程度企業の役に立っているかを新しいアカウンタビリティ指標を使って測定する。WIOAは、OJTや登録実習制度といった職場での習得機会を向上させるものである。

④プログラム間の調整と協力を拡大

WIOAは各種プログラムを州が一元管理するよう義務付けている。これにより、顧客に焦点をあてたサービスが提供しやすくなり、労働力システム全体のコミュニケーションが向上する。

出所：Employment and Training Administration, Department of Labor, “WIOA Overview”, <https://www.doleta.gov/WIOA/Overview.cfm>, and “The Workforce Innovation and Opportunity Act Final Rules, An Overview”, <https://www.doleta.gov/WIOA/Docs/Final-Rules-An-Overview-Fact-Sheet.pdf> (last visited May 30,2018)

米国の労働政策 1.雇用政策 1.1.概要

執筆／Keiko Kayla Oka (リクルートワークス研究所 客員研究員)

監修／村田 弘美 (リクルートワークス研究所)

制作進行／開地 康子 (リクルートワークス研究所)

発行日／2019年2月20日

発行／リクルートワークス研究所 グローバルセンター

〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17

リクルートGINZA8ビル

株式会社リクルート

TEL 03-6835-9200

URL www.works-i.com/

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

©Recruit Co.,Ltd. All rights reserved.



参考資料等に掲載しているURLは各ウェブサイトへリンクしております。
ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。

米国の労働政策

1.雇用政策 1.1.概要

リクルートワークス研究所
〒104-8001 東京都中央区銀座8-4-17
株式会社リクルート
TEL 03-6835-9200
URL www.works-i.com/